



05 特殊詐欺対策装置の購入支援が始まります!

4月から特殊詐欺被害防止のため、特殊詐欺対策電話機などの購入補助制度を始めます。

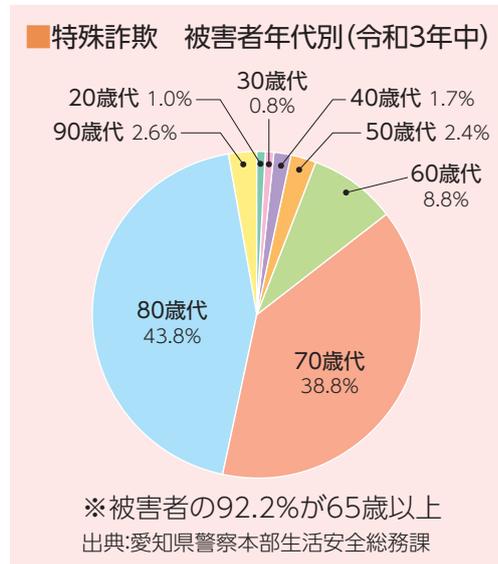
※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、不特定多数の者から現金などをだましとる犯罪(オレオレ詐欺や還付金詐欺など)のことです。

- 【対象者】** 次の条件を全て満たす個人の方
- 本市の住民基本台帳に記録されている方で、65歳以上の方のみで構成される世帯の方(年齢は今年度末における満年齢)
 - 市税を滞納していない方
- 【対象機器】**
- 固定電話に取り付ける自動通話録音装置、自動着信拒否装置
 - 自動通話録音装置の機能または自動着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機
 - 令和4年4月1日以降に購入したもの
- 【補助額】**
- 購入費および設置費の2分の1以内(千円未満切捨て)／上限7,000円
 - 補助金の交付は1世帯につき1回限り
- ※予算の状況で受け付けを終了する場合があります
- 【申請方法】** 購入設置後2カ月以内に市HP、総務課にある様式に必要事項を記入の上、①購入店舗が発行した領収書の写し②購入した機器の規格がわかるカタログやパンフレットなどの写し③申請者の自動車運転免許証、健康保険証などの写しを添付して総務課へ提出

※詳しくは、市HPをご覧くださいか、お問い合わせください

▶ 総務課 ☎23-3504

市HP ▶



【犯罪認知状況(令和3年中)】

■ 県内の特殊詐欺認知状況

	認知件数	実質被害金額
特殊詐欺	874件	13億7,049万円

出典:愛知県警察本部生活安全総務課 ※数値は暫定値

06 自転車乗車用ヘルメットの購入支援や 高齢者安全運転支援装置の設置支援をご活用ください

● 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金(購入費の2分の1以内/上限2,000円)



◀ 市HP

対象者(次の条件を全て満たす個人の方)	対象ヘルメット
①本市の住民基本台帳に記録されている7~18歳および65歳以上の方(年齢は今年度末における満年齢) ※未成年者(7~18歳)の場合は、その保護者などが購入し、申請をすることも可 ②市税を滞納していない方	次の条件をすべて満たすヘルメット ①新品のヘルメット ②SGマークなど、安全性の認証を受けたもの ③令和4年4月1日以降に購入したもの

【申請方法】 購入後2カ月以内または令和5年2月28日(火)のいずれか早い日までに、市HP、総務課にある様式に必要事項を記入の上、総務課へ提出

● 高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金(購入費および設置費の2分の1以内/上限 障害物検知機能付き32,000円/障害物検知機能なし16,000円)



◀ 市HP

対象者(次の条件を全て満たす個人の方)	対象車両
①本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の方(年齢は今年度末における満年齢) ②装置を設置する自動車の自動車検査証に記載された使用者の方 ③有効期限内の自動車運転免許証を所有されている方 ④自動車税及び市税を滞納していない方	次の条件をすべて満たす自動車 ①対象装置が設置可能であること ②自動車検査証の「自家用・事業用別」欄に「自家用」と記載されたもの ③令和4年4月1日以降に設置したもの

【申請方法】 設置後2カ月以内に、市HP、総務課にある様式に必要事項を記入の上、総務課へ提出

※詳しくは、市HPをご覧くださいか、お問い合わせください

▶ 総務課 ☎23-3504